



## 大府市犯罪被害者等支援条例を制定します 市独自の犯罪被害者等支援金制度を創設！

大府市は、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として「大府市犯罪被害者等支援条例」を制定します。

この条例を制定することで、市の施策の基本となる事項を定めるとともに、市民の誰もが犯罪被害者等となる可能性があることの理解を深めていただきます。また、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利・利益の保護が図られる社会の実現を目指します。

犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に掲げ、犯罪被害者等が、被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになる時までの間の必要な支援等について定めています。

犯罪被害者等基本法に基づき、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の計画期間として政府が策定した第4次犯罪被害者等基本計画では、地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援を促進することを示しております。

この計画をより実効的なものとするため、条例を制定し、関係機関などとの円滑な連絡調整や、犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するための市独自の支援金制度の創設などを行います。なお、この条例は、3月議会に上程します。

### ■大府市犯罪被害者等支援条例の概要

用語の定義／犯罪被害者等：犯罪等により害を被った者およびその家族又は遺族をいう。  
条例のポイント／次の通りです。

#### (1) 市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す（第1条）

犯罪被害者等が受けた被害の回復または軽減および犯罪被害者等の生活の再建を図り、犯罪被害者等を支える社会意識の形成を促進し、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

#### (2) 関係機関などとの連絡調整（第7条）

犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行うとともに、関係機関などとの連絡調整を行うものとします。また、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置します。

#### (3) 経済的負担の軽減（第8条）

犯罪被害者等が犯罪などにより受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、日常生活に必要な支援や、市営住宅への入居における特別の配慮などを行います。



※関連として「大府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を3月議会に上程します。

施行期日／令和4年4月1日

### ■市独自の犯罪被害者等支援金制度の概要

犯罪被害者等が犯罪などにより受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、知多半島で初めて国・愛知県の給付制度に上乘せする市支援金給付制度（遺族支援金 30 万円、重傷病支援金 10 万円、精神療養支援金 2 万 5 千円）を創設します。

※関連予算を令和4年度当初予算として3月議会に上程します。

### 【問い合わせ先】

大府市危機管理課

担当：近藤宏幸（コンドウ ヒロユキ）

電話：0562-45-6320 FAX：0562-47-7320 メール：kikikanri@city.obu.lg.jp